

自治体・中核機関と専門職団体との連携

各地域において、権利擁護のための地域連携ネットワークを構築していくには、専門職との連携が欠かせません。自治体・中核機関と専門職団体との連携に向けて、日本弁護士連合会（弁護士会）、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（司法書士会）、日本社会福祉士会（社会福祉士会）からのメッセージをご紹介します。

日本弁護士連合会（弁護士会） 亀井真紀

全国各都道府県に1つ以上の弁護士会があります（東京は3つ、北海道は4つ）。弁護士は必ず事務所所在地のある弁護士会及び全国で組織される日本弁護士連合会に加入しなければなりません。後見制度が発足後約20年の間に、様々な課題、特に不祥事問題を経て、現在ほとんどの単位会では、弁護士の中でも一定の研修その他単位会が定める要件を充たした者のみ後見人業務を行えるように、名簿制度を作っています。勿論、単純に財産管理を行うだけではなく、権利擁護の担い手であることを自覚し、虐待、自治体との連携、意思決定支援等様々なメニューの研修を各地で提供し、互いに研鑽を積めるよう努力をしています。後見業務は弁護士というだけで誰でもできる業務ではもはやなく専門分野のひとつとなっています。そういう中で、全国各地で、弁護士が地元の自治体、各種団体、福祉関係者等と大なり小なりの会議や打ち合わせを適宜行い、個別案件の対応は勿論、制度・運用の確立に尽力しています。弁護士と

いうと敷居を高く感じてしまう方もいるかもしれませんが、直接顔を会わせて頂ければそのような垣根は吹っ飛ぶと信じています。利用者にメリットを感じて頂きたい、いい制度にしていきたいという気持ちは同じです。どうかお気軽にお声かけ下さい。

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート（司法書士会） 矢頭範之

当法人は、全国都道府県それぞれに50の支部（北海道は4支部）を設置し、各地の司法書士会と連携して成年後見に関する事業を行う、主に司法書士を会員とする一つの法人です。当法人の事業は①研修及び会員指導監督に関する事業、②法人後見及び法人後見監督に関する事業、③成年後見制度の普及や啓発等に関する事業の3つです。特に①研修と会員指導監督を最重要事業として位置づけており、会員が受任する後見・後見監督について業務報告を受け、支部が精査し、必要に応じて会員に対して指導監督及び支援を行っています。当法人の会員のすべてが「後見の

専門職」として信頼される後見・後見監督業務を行うよう「執務基準」を策定して業務の標準を示すとともに、「執務基準」の周知徹底にも力を入れております。研修は、現在検討中である「後見人等による意思決定支援の在り方についての指針」に沿って、会員が意思決定支援をふまえて適切なプロセスを経た後見・後見監督業務が行えることを重点に置く予定です。組織としての成年後見制度利用促進基本計画への対応は、本部に「利用促進対応部会」を設置して施策を検討するとともに、50の支部と連携して対応に当たっています。今後は、全会員が全国の各地域で設置される中核機関の運営や地域連携ネットワークの一員として、制度利用者がメリットを実感できるような制度運営に貢献したいと考えております。

公益社団法人 日本社会福祉士会（社会福祉士会） 星野美子

本会は、47都道府県にそれぞれ法人格をもって設置された社会福祉士会を正会員とする連合体です。本会では権利擁護を担う専門職として権利擁護センターぱあとなあを設置し、成年後見のみならず虐待対応専門職チームへの対応や未成年後見について、全国で実践する社会福祉士の養成や支援のための仕組みを構築しています。国の基本計画が閣議決定された後から本会では社会福祉士の役割として、後見人等を受任するだけではなく受任経験を活かしてより広い視野で地域の仕組みづくりにその専門性を発揮できるよう、パラダイム変換を伝え続けています。地域から求

められる福祉の専門職として、何に取り組まなければならないかを地域とともに考えることが今もっとも求められています。本会では47都道府県に対して昨年4月から運用が開始された「本人情報シート」の普及啓発のための資料提示、また、意思決定支援については昨年7月に「意思決定支援実践ハンドブック」を発刊しており、来年度から実施が予定されている国の意思決定支援研修との連動性も意識して、意思決定支援の考え方やプロセスをしっかりと伝達できる人材育成を行っています。これから中核機関の設置を予定されている自治体や、設置をされて具体的に運営を進めていく際に、ぜひ、都道府県社会福祉士会にお声かけください。